

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和4年4月12日（火） 8：27～8：34

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸田文雄 内閣総理大臣  
金子恭之 国務大臣（総務大臣）  
古川禎久 国務大臣（法務大臣）  
林芳正 国務大臣（外務大臣）  
鈴木俊一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）  
末松信介 国務大臣（文部科学大臣）  
後藤茂之 国務大臣（厚生労働大臣）  
金子原二郎 国務大臣（農林水産大臣）  
萩生田光一 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）  
斉藤鉄夫 国務大臣（国土交通大臣）  
山口 壯 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）  
岸 信夫 国務大臣（防衛大臣）  
松野博一 国務大臣（内閣官房長官）  
牧島かれん 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）  
西銘恒三郎 国務大臣（復興大臣、内閣府特命担当大臣）  
二之湯 智 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）  
野田 聖子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
山際大志郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
小林 鷹之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
若宮健嗣 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
陪席者：木原誠二 内閣官房副長官  
磯崎仁彦 内閣官房副長官  
栗生俊一 内閣官房副長官  
近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 2件
- 国会提出案件 1件
- 公布（法律） 2件
- 政令 1件
- 人事 1件
- 配布 1件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、木原副長官から御説明申し上げます。

○木原内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等」について、御了解をお願いいたします。本件につきましては、後程、外務大臣から御発言があります。

次に、「スペイン国」及び「ガーナ国」駐日特命全権大使の接受について、御決定をお願いいたします。本件は、14日、信任状捧呈の予定であります。

次に、質問主意書に対する答弁書について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「博物館法の一部改正法」外1件が、8日の参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、「国家戦略特別区域を定める政令の一部改正令」は、同区域に、つくば市、大阪市等の区域を追加するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。石井仁外94名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、外務大臣。

○林国務大臣：ロシア連邦によるウクライナ侵略を受け、ロシア軍の行為によりウクライナにおいて多くの市民が犠牲になっていることを極めて深刻に受け止めています。多数の無辜の民間人の殺害は、重大な国際人道法違反であり、戦争犯罪です。このような行為は断じて許されず、我が国として厳しく非難します。このようなウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置、ロシア連邦向けの新規の対外直接投資の許可制の導入、ロシア連邦からの一部物品の輸入禁止措置を追加的に実施することにつき、御了解願います。

○松野国務大臣：次に、農林水産大臣。

○金子（原）国務大臣：4月15日から5月14日までの1か月間は、「みどりの月間」です。「みどりの月間」は、「みどり」について国民の理解を深めるために設けられ、当該期間中には国民の皆様に身近な緑や森林に親しんでいただけるよう各種緑化行事を開催いたします。また、この間「緑の募金運動」を重点的に展開してまいります。緑の募金は、植樹などの森林整備に関する活動を推進するものであり、カーボンニュートラルにも貢献する取組です。各大臣におかれましては、「みどりの月間」の最初の1週間である4月15日から4月21日まで、緑の羽根を御着用いただき、運動に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○松野国務大臣：これを持ちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上を持ちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

